



## 特集 I 海外調査レポート

# フランスの環境団体訴権について

元公害等調整委員会事務局審査官 橋本 政樹  
公害等調整委員会事務局審査官 本田 達郎

## I. はじめに

近年、世界各国で、環境公益利益訴訟の導入・充実が図られている。

この「環境公益利益訴訟」とは、「環境利益を守るため、行政、企業等に対し、違法な行為の差止め、是正、環境損害の回復等を求める訴訟をいう」とされ、「不特定多数の人の環境利益や動植物の利益に関わる環境問題については、周辺住民や環境NGOが訴えても、個人の権利利益の侵害を要件とする通常の訴訟では、原告適格が認められずに却下されることが少なくない。それゆえ、……自己の法的利益の有無に関わらず提訴できる公共利益訴訟を活用する動きが広まっている」という（文献1：21頁）。

特に、国連欧州経済委員会（UNECE）において1998年に採択された「オーフス条約」において、一定の市民や一定の環境NGOに対し、

- ① 環境情報へのアクセス権
  - ② 環境に関する政策決定への参加権
- と併せて、①及び②が適切に実行されない場合等における

### ③ 司法へのアクセス権

を付与したことを一つの契機として、我が国においても、これと同様の制度を設けるべきという議論が高まっている（例えば、第174回国会に提出された環境影響評価法一部改正法案の検討経緯において、日弁連等が意見書を提出している。）。

※ 外務省のホームページによると、同条約を採択したUNECEは、国連経済社会理事会の下部機関である地域経済委員会の一つではあるが、欧州を中心としてアメリカ、カナダを含む56か国が加盟している。

このオーフス条約が規定する環境団体訴権は、主として行政訴訟等の分野に係るものであるが、このような国際的な動きとは別に、フランスにおいては、同国独自の制度として、損害賠償請求権の分野においても環境団体訴権が認められている。

我が国でも、公共事業の差止め請求訴訟等では、環境NGOが訴訟を起こす例も多く存在しているが、環境NGOが損害賠償請求を求める例は、あまり存在しない。

このため、フランスにおいて、どのような法的構成や条件の下で、具体的にどのような損害賠償請求権が環境NGOに付与されているかを調査することは、かつて「公害先進国」とも言われた我が国における公害紛争処理の在り方について一定の示唆を与える可能性があるものと考え、現地の実情を調査することとなった。

その際、当然ながら時間的制約の大きい現地調査だけでは十分な成果は期待できないことから、訪仏前はもとより帰国後にも追加して関連する邦文文献等の調査を補足的に行った。

本稿は、このような訪仏調査及び文献等調査の概要を簡潔にまとめたものである。もちろん所詮はフランス法の素人がまとめたレポートに過ぎないものではあるが、関心を持たれた方の理解の一助となれば幸いである。

また、本稿の作成に際し参考とした文献を末尾に整理したので、適宜、参照・活用願いたい（こちらの方が、本文よりも価値があるかも知れない）。

なお、本稿中、考察ないし意見に渡る部分は、当然ながらすべて調査者の私見であるので、念のため申し添える。

## II. 実施した調査（訪仏調査及び文献等調査）の概要

### 1 審査官の派遣による訪仏調査

2010年3月に、調査者として、公害等調整委員会事務局の橋本、本田両審査官をフラン

ス国（パリ及びリモージュ）に派遣し、通訳（フランス在住の大関達哉氏）の同席の下に実施した。

訪問先及び説明いただいた事項は次のとおりである。

- ① リモージュ大学 プリエール名誉教授：環境団体訴権等について
- ② フランス国環境・エネルギー・持続的開発及び海洋省（以下、単に「フランス環境省」という。）：フランス環境法典に基づく環境団体訴権の概要等について
- ③ フランスにおける代表的環境NGOである France Nature Environnement (FNE)：フランスにおける環境NGOの訴訟活動の実態等について

訪仏調査は、時間の節約等の観点から、先方に対し、事前に、調査者において質問事項を作成・送付し、当日は、当該事項を中心として質疑応答を行った。

ただし、

- ・（繰り返しになるが）調査者のフランス法についての知識不足
- ・語学の壁
- ・調査時間の制約（通常、政府機関との面会時間は1時間半程度が相場である。）
- ・「説明が丁寧」というフランス人の傾向？（今回対応いただけた方は、総じて当方の質問や再質問に対する回答が丁寧かつ詳細であり、時間の制約上、一つの項目についての再質問等の実施には慎重を期する必要があった）

等の制約があり、必ずしも十分に疑問点を解消するには至らなかった。

## 2 文献等による補足調査

このため、調査者において、訪仏前だけでなく、訪仏後において、関連する邦文文献等を収集・精査し、訪仏調査の内容を確認するとともに、疑問点の解消に努めた。

なお、文献等調査の実施に際しては、極力、一の文献のみに依拠することなく、複数の文献で確認することを旨とし、内容の正確性の確保に努めたところである。

もっとも、本来であれば、フランス語の文献についても調査すべきところであったが、これは調査者の力量を超えるものであり、残念ながら着手するに至らなかった。

## III. 調査結果の概要

### 1 フランス環境法典に規定された環境団体訴権（損害賠償請求権）の性格

#### (1) 「私訴権」の一種としての損害賠償請求権

ア フランス環境法典に規定された環境団体訴権（損害賠償請求権）は、フランス刑事訴訟法における「私訴権」の一種である。

この私訴権は、我が国には存在しない制度であり、邦文文献でも、「附帯私訴」、「付帯私訴」、「私訴」、「私訴権」といった用語が混用されているが、これらはいずれもaction civileというフランス語の訳語

である。

フランスにおける私訴権の概要については、法制審議会刑法（犯罪被害者関係）部会第1回会議（平成18年10月3日）配布資料（「損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度に関する外国法制の概要」）において、次のように整理されている。

「被害者は、犯罪によって生じた損害の賠償を求める権利（私訴権〔action civile〕）を有する。

この権利は、民事裁判所で行使することも、刑事裁判所で刑事事件（公訴）に附帯して行使することもできる。

また、被害者は、検察官が公訴を提起しない場合でも、重罪については予審判事に告訴状を提出して事件を係属させ、軽罪又は違警罪については直接私訴を提起して公訴権を発動させることができる。

私訴原告人（partie civile）となった場合、被害者は、当事者として刑事裁判に関与することが認められ、裁判への出席権、弁護士の補佐を受ける権利、証拠提出権、証人に対する質問権、意見書を提出する権利、上訴申立権（ただし、民事上の利益に関してのみ）が認められている。

民事裁判所に私訴が提起された場合であって、民事と刑事の訴訟が並行して進行しているときは、民事に関する判決は刑事における終局判決を待って行わなければならず、刑事判決は、民事裁判所の

判断を拘束する。」

※ 「重罪」は懲役刑又は禁固刑を、「軽罪」は法律が拘禁刑（peine d'emprisonnement）又は一定額以上の罰金で処罰する犯罪を、「違警罪」は、法律が一定額を超えない罰金で処理する犯罪をいう。

このように、フランス法におけるaction civileは、犯罪行為に伴う損害賠償を請求する権利ではあるが、戦前の我が国で認められていた附帯私訴と異なり、検察官が行う公訴に附帯するものには限定されず、検察官が公訴手続を探らない場合でも行使可能である。

また、刑事裁判所だけでなく、民事裁判所においても行使可能である。

このフランスの私訴権の具体的内容は、文献4、5、6などに詳述されている。  
イ この「私訴」という概念は、我が国でも日常的に使用されている「公訴」という概念（これはフランス法にその起源を有するものである。）と対をなすものである。

フランスにおける私訴権は、13世紀以前の私人（被害者）が原告となって、被疑者を被告とする「弾劾手続」、「私人訴追主義」に起源を有する。その後王権の強化等により私訴権の内容は縮小し、損害賠償請求権に限定されることとなった。

公訴権と私訴権とが明確に分離されたのは、フランス革命後、1795年の罪刑法

典によってであり、

- ・「公訴権」は社会秩序に対する侵害行為を罰することを目的として、公務員（=検察官）を通じて行使される一方、
- ・「私訴権」は、犯罪によって生じた損害の賠償を目的とし、被害者に帰属する

とされた。

この整理は、ナポレオン法典の一つとして成立した1808年治罪法典にも受け継がれ、今日に至っている。

## (2) 私訴権の発展＝団体私訴権としての環境団体訴権の制度化

ア 20世紀前半においては、私人一般の権利としての私訴権の行使とは別に、団体が私訴権を行使する権利（いわゆる「団体私訴権」）は、職業団体に対して認められていたのみであり、一般の非営利団体には認められていなかった。

しかしながら、20世紀後半に入り、様々な社会的要請が高まる中、各種立法措置により、消費者保護等一定の分野において一定の要件を満たす団体に対し「団体私訴権」が付与されるようになった（この間の経緯については、文献10及び11に詳しい。）。

その一環として、環境保護団体に対しても私訴権を行使する原告適格が付与されるに至ったものである。

イ 団体私訴は、団体が、自らの名において私訴権を行使し、損害賠償請求訴訟を提起するものであり、「それ自体としての集団的利益」に基づく訴権（文献10：39頁）とも、「大義に基づく（*d'une grande cause*）訴え」とも言われるものである（文献10：45頁）。

ウ フランスの法律の規定において「集団的利益」に関する定義はないが、判例によれば、「集団的利益」とは、「個別的利益」（個人や法人が有する通常の財産権等）とは区別される。集団的利益は個別的利益を積算したものではない。また、罰金によって償われるような国家全体が代表する「一般利益」とも異なるものであり、個別的利益と一般利益の中間的なものであるとされている（文献12：34頁）。

エ 以下は、あくまでも、今回の調査全体から得た調査者の「イメージ」であり、判例等で検証したわけではないが、「個別的利益」と「集団的利益」の違いは、例えば、「街の清掃活動」を定款上謳った認証環境団体が活動の場とする「公道」において、タンクローリー車の横転による油漏れが生じた場合を想定すると、

- ① 道路脇に当該団体が所有する土地（事務所敷地等）において発生した油汚染による被害は、「個別的利益の侵害」に該当し、
- ② 公道自体が汚染され、当該団体の活

動が「台無し」となったことにより団体に生じた「被害」は「集団的利益の侵害」に該当するのではないかと思われる。

であれば、後述するように、認められる被害額が小さく、せいぜいが「精神的被害」であることも得心がいくよう思われる。

オ いずれにせよ、この「団体自らの集団的利益」を拠り所として、環境保護団体や消費者団体が自らの名において私訴権を行使できるというのが、フランスの団体訴訟の一つの大きな特色である。

今回の訪仏調査におけるプリエール教授の説明によると、認定を受けた環境保護団体は、「環境」の名において賠償請求をすることができる。汚染による直接の被害がなくても、公益を代表してN P Oが訴訟を提起することができ、かつ、裁判所がその正当性（原告適格のことか？）を認めている点が重要であり、この点においてフランスの裁判制度は進んでいる（これに対して、ベルギーやドイツは、フランスと比較すれば、まだ、原告適格を認めることに躊躇している）とのことであった。

### (3) 環境団体訴権の内容

- ア 認証環境保全団体制度と団体訴権
- ※ 認証環境保全団体制度は、フランス環

境法典上、私訴権だけでなく行政訴訟等にも関わる制度であるが、行政訴訟等は今回の調査対象外であったことから割愛した。

また、私訴権によらない通常の損害賠償請求についても、今回の調査ではその実態を報告可能な程度に把握するには至らなかつたことから、以下、私訴権に限定して論述することとした。

(ア) フランス環境法典L.141-1条によると、

① 少なくとも3年以上の活動を行つてゐること

② 次の分野の定款上の活動を継続的に宣言し、実施していること

自然及び野生動物の保護、生活環境の改善、水資源の保護、大気、土壤、建築物・景観、都市計画、その他汚染及び公害の防止の目的

③ 通常は環境保全活動を主な任務としていること

という三つの用件を満たす団体は、行政庁の認証を得て、「認証環境保全団体」となることができる。

認証は、団体の活動範囲が、県の範囲のものであれば、県知事が行う（政令141-12）。

県の範囲を超えて州の範囲である場合は州知事が行う（同上）。

それ以外の場合は、環境大臣が行う（政令141-13）。

(イ) この認証の制度は「自然保護に関する1976年7月10日法」によって制定されたが、制定時の要件には①及び③ではなく、1995年の法改正により①及び③は追加された（即ち、1995年までは定款上に環境保護を規定し、少しでも環境活動を実施していれば良かった。）。

認証に有効期間はない。フランス環境省によると、フランスのこの種の制度は300以上あるが、有効期間の定めのないものは限られており、本制度についても有効期間を設けることについて検討中であるとのことであった。

フランス環境省によると、認証環境保護団体の総数は約1,500である。全国展開している団体は110～120程度。それ以外の団体については、特定の州に偏在しており、プロヴァンス・コートダジュール州（州都はマルセイユ）とローヌ・アルプ州（州都はリヨン）の2州に全国の35%が集中している。

(ウ) 認証環境保全団体は、

① 加害者の行為が当該団体が保護することを目的としている集団的利益を直接又は間接に侵害する行為であり、かつ

② 当該行為が、自然及び環境の保護に関する規定、生活環境の改善に関する規定、水、大気、土壤及び景観の保護に関する規定、都市計画に関する規定又は汚染及び公害の防止に関する規定

に抵触する犯罪を構成する行為について、私訴権を行使することができる（フランス環境法典L,142-2条）。

ただし、私訴権の行使は認証環境保全団体のみに認められているわけではなく、（認証を得ていなくても）加害行為から少なくとも5年以上前に法人格を取得しており、かつ、環境法典211-1条に規定された利益の全部又は一部を擁護することを定款上定めている団体又は環境法典第511-1条に規定された利益の全部又は一部を擁護することを定款上定めている団体にも認められる（同条）。

したがって、認証があることは団体私訴権を行使する上での必要条件ではない。

しかし、フランスの代表的環境保護団体France Nature Environnement (FNE)の担当者から説明を受けたところでは、認証があることは訴訟において裁判官の心証を有利に形成できる上で効果があると考えられること、認証の要件はさほど厳しくないことなどから、FNEでは傘下団体に対し、認証を取得することを推奨しているとのことであった。

また、定款上、明記されていない事項については、裁判所は原告適格を認めないことから、できるだけ定款においては活動内容を広く書くようにしているとのことであった。

(エ) なお、「本制度の下では、一の環境汚染の原因者に対して複数の団体が被害者

として私訴権を行使できるのではないか」との疑惑（いわゆる「濫訴」の懸念）については、プリエール教授によると、訴権を行使するためには実際に環境保全活動を行っている必要があること、環境NGOはそれぞれ「棲み分け」を行っていることから、そのような問題は生じていないとのことであった。

#### イ 認められる損害額

環境保護団体が勝訴しても、認められる損害額は大きくはない。

プリエール教授によると、判例上も確立した計算方法があるわけではないが、

- ・ 水質汚染の判例で2,000ユーロの賠償が認められたケース
- ・ 裁判費用の支払いのみを認めたケース

などがあるという。

賠償額が小さいことについては、文献2でも指摘されており、精神的損害の賠償くらいしか認められないという（文献2：128頁）。

この、団体に認められる賠償額が少ないとすることは、環境保護団体に限ったことではない模様であり、消費者団体についても、プリエール教授から説明を受けた事例と類似の、「認容額は数千ユーロ止まり」、「訴訟提起をせざるを得なくなった以上の損害は被っていないと明言する判決もある」とする報告がある（文献

12:35~36頁)。

このように認容額が低額に止まる原因として、文献12では、フランスでは、アングロ＝サクソン法と異なり、懲罰的損害賠償が認められておらず、原告が被った損害しか賠償対象とならないことを指摘している(文献12:36頁)。

また、得られた賠償金の使途について制限はない。認められる損害額が少額であることもあり、そのことが社会的に問題視されてはいないようである。

#### ウ 環境団体訴権制度の意義

フランスで団体私訴権が拡大されるに至った経緯は、私訴権の本来の目的である「犯罪によって被った損害の賠償請求」だけでは説明困難であり、また、実際問題として、象徴的に「1 フラン」の賠償を求める団体私訴が提起されるなど「被害者自らが刑事手続を開始できる」という点が大きく、フランスの刑事訴訟法学会においても、私訴権の性格を変化させるものといった議論があった模様である。

今回の訪仏調査では、プリエール教授からは、「環境保全団体が私訴を提起した場合には、検察も公訴を提起せざるを得なくなる」との説明を受けた。また、同氏は、その著書において「環境汚染等の問題が生じた場合に団体が私訴権行使することの利益は、刑事裁判を開始することにあり、私訴の提起は検察の無気力

を克服する唯一の方法である」と指摘している。

ただし、先述したFNEから説明を受けたところでは、検察が刑事訴訟を提起しない場合にNGOが私訴権行使することを考えられないとのことであった。

また、フランス環境省からも、一般にフランスの環境NGOは小規模で財政基盤も脆弱であり、制度と実態には大きな乖離がある(制度上認められている権利が十分に行使されてない傾向にある。)との説明を受けたところである。

フランスにおける私訴権の行使方法は、大別して、

- ① 検察官が公訴を提起した場合に、それに「参加」して損害賠償を請求する。
- ② 検察官が公訴を提起しない場合に、私訴権行使する。

という2種類に分かれるが、今回の訪仏調査で得られた調査結果を見る限り、制度論としては②の機能も期待されているものの、実態としては①によることが多いようと思われた。

我が国においても、公害や環境破壊に関する、原因行為と被害との間の因果関係を立証することは被害者にとって多大な負担であり、その負担を軽減するために公害等調整委員会による原因裁定等の制度が設けられたという経緯がある。

こうした因果関係の立証が困難という事情は、フランスにおいても大差ないも

のと推測されること等から、フランスにおける環境団体私訴権の意義は、実務上、検察権力の活用による因果関係等の立証責任の軽減にあるようにも感じられた次第である。

## 2 フランス環境法典に基づく共同代理訴権について

(1) 団体私訴権とは直接関係しないが、フランス環境法典では、認証環境保全団体に対し、「共同代理訴権」を付与している（環境法典L.142-3条）。

この共同代理訴権は、「環境法典に基づき、認証を受けた環境保全団体が、2名以上の被害者の委任を受けて代理人として訴訟を起こす」というものであり、リモージュ大学プリエール教授によると、アメリカのクラスアクションに相当する目的で設けられたものであるという。

ただし、フランス環境省の担当官や環境NGOから聴取したところによると、この制度は、実態上ほとんど機能していないとのことである。

その理由は、フランス環境省担当官によると、環境法典が分厚く国民に知られていないこと、特に本制度のメリットが知られていないからとのことであった。

(2) 本制度は、被害者の委任を受けて団体が代理人となるというものであり、1で述べた団体私訴権よりは、日本人にも理解しや

すいものと思われる。

また、我が国の公害紛争処理法においては、同法23条の2第1項の規定により、弁護士でなくとも、委員会の承認を得た者を代理人とすることができるという、裁判よりも代理人の要件が緩やかという制度がある。

したがって、制度の趣旨目的や具体的な内容は同一ではないが、日仏両国において、環境・公害問題に関する争訟における代理人の資格制限を緩やかにしようという制度が設けられていると考えることも可能であろう。

(3) なお、フランスにおいてこの共同代理訴権制度が利用されていない理由について、調査者において考察した結果は次のとおりである。

ア 今回の訪仏調査では、この制度が利用されていない理由として、フランス環境省からは、制度のメリットがよく国民に知られていないからといった説明を受けた。

一方、文献12によると、消費者保護分野においても同様の制度が設けられているが、環境団体訴権と同様に、ほとんど機能していないとのことである（文献12：40～42頁）。

文献12では、その理由として、

① 委任を受けることができるのは、全国レベルの認可団体に限られるなど、

要件が厳格であること

- ② 消費者への「呼び掛け」の手段が制約されていること（テレビ、ラジオ、ポスター、チラシ、ダイレクトメールによる呼び掛けは禁止されている）に加えて、
- ③ 敗訴したときの「受任者」として負う負担が重く、資力に乏しい消費者団体では負担できないことを挙げている。

イ 文献3によると、フランスの民事訴訟における通常の訴訟費用(鑑定人等の報酬、執行官や代訴人の報酬、法定額の範囲内における弁護士の報酬等。なお、フランスの民事訴訟では訴訟提起手数料は無料であるため、訴訟費用に含まれない。)は、原則として、敗訴当事者の負担である（文献3：18頁）。このうち、訴訟費用に含まれる「弁護士の報酬」は、事前手続き段階における訴訟行為文書の作成提出等の費用であり、一定の基準によって計算された金額が算入されるが、弁論の報酬は含まれない（文献3：83頁）。

ただし、1975年民事訴訟法典700条に、「当事者の一方によって支出された訴訟費用に含まれない金額を、その当事者の負担とすることが、不公平と思われる場合には、裁判官は、その定める額をその当事者に支払うよう他の当事者に命じることができる」という規定があり、フラン

スの民訴においては、本来の申立てに加えて、双方の当事者が相手方に対し、この700条に基づく請求を行うことが普通である。

この規定の適用となる費用の代表的なものは、弁護士の弁論の報酬であり、全部勝訴当事者やこれに準じる者の請求は、少なくとも一部容認されるのが普通であるという（文献3：83頁）。

このほか、まともな証拠や法律的論拠がほとんどないのに、原告として訴えを提起し、あるいは被告として原告の訴訟を争ったような場合には、「不当訴訟不当抗争を理由とする損害賠償請求」（不法行為に基づく請求）が認容される。責任原因があるとされる場合は、我が国よりも広い（文献3：84頁）。

ウ 以上のように、民事訴訟において原告が敗訴した場合の費用負担のリスクは、我が国のそれよりも高いものと思われる。

したがって、単に制度のメリットが国民に知られていないという理由だけではなく、環境NGOが共同代理訴権を利用した場合、検察の公訴に参加して私訴権を行使する場合と比較して、

- ① 立証責任の負担が重いこと（検察官の公訴に付帯して私訴を提起する場合であれば、犯罪の立証は検察が行ってくれるが、民事訴訟では一から立証する必要がある。）

② 敗訴の際に発生する費用負担のリスクが高いこと

等から、本制度の活用に消極的という可能性も考慮すべきものと思われる。

エ なお、今回の訪仏調査において、フランス環境省担当官から、

- ・ フランスの環境保護団体は、数は多いが、ほとんどの団体は小規模であり、訴訟当事者能力を持っている団体は限られている。
- ・ このことは、制度上、認証団体に当事者適格が幅広く認められているのと対照的であり、法律の規定内容と団体の活動実態との落差は大きい。
- ・ したがって、法文の文面だけでその運用実態を理解することは危険である。といった点を強調する説明を受けたことも、この考察の補強材料となるように思われる。

#### IV. おわりに

今回の調査の主たる対象としたフランスの団体私訴権が基礎とする「損害」の内容は、罰金に代表され、国家が訴求すべき「一般利益」とも、個々の被害者が訴求すべき「個別利益」とも異なるいわばニッチな「集団的利益」である。

一般論として、国家利益を代表する立場ではなく、また、個々の被害者との委任関係も

ない非営利団体に対して、「個別的利益」に基づかない損害賠償請求権を付与するための法律構成は困難であり、「空集合」となる危険性も高いであろう。

しかしながら、世界に例を見ない少子高齢化社会を迎える、非営利団体が果たす社会的役割に対する期待がますます高まる中にあって、そうした非営利団体に独自の法的地位を認めることの意義は大きい。先進国が存在することを知ることは、決して無益ではないと思われる。

また、フランスの制度も、フランス環境省担当官の説明では現在見直しを検討しているところであるとのことであり、今後の動向が注視されるところである。

したがって、我が国においても、フランスにおける環境団体訴権の動向にもっと関心が寄せられてもよいのではないだろうか。

最後に、愛媛大学の伊藤浩教授、在フランス日本国大使館職員を始め今回の調査に際してお世話になった多くの方々に御礼を申し上げ、本稿の筆を置くこととした。

#### (参考資料1)

環境法典の関係部分（調査者による仮訳）

※ フランスの環境関係の法令は、

- ① 憲法と一体をなす憲法的規範としての「環境憲章」（環境権や環境の保全や改善の義務等の10箇条からなる。2005年制定）
- ② 法律である「環境法典」（総論（110-1条以

下の基本原則、121-1条以下の公的議論・環境影響評価・公的調査等、131-1条以下の環境保護組織、141-1条以下の環境保護団体、151-1条以下の財政規定等) 及び各論(420-1条以下の動植物の保護、331-1条以下の自然環境の保全、公害規制に関する法(511-1条以下の特定施設の規制、541-1条以下の廃棄物処理、210-1条以下の水質汚染防止、220-1条以下の大気汚染防止等))から構成されている。2000年に整備)及び「公衆衛生法典」、「都市計画法典」、「森林法典」等の関係法典

③ 日本の政令に当たるdecret  
④ 時限付きの行政立法であるordonnance等によって構成されている。

#### 環境法典（抜粋）

##### 法141-1条

1. 少なくとも3年以上の活動行っていること、下記の分野の定款上の活動を継続的に宣言し、実施していること、及び通常は環境保全活動を主な任務としていることの三つの要件を満たしている団体は、行政庁による認証を受けることができる。
  - ・自然及び野生動物（管理）の保護
  - ・生活環境の改善
  - ・水資源の保護
  - ・大気
  - ・土壤
  - ・建築物・景観
  - ・都市計画
  - ・その他汚染及び公害の防止の目的
2. 全国及び各県の狩猟家連盟は、前項に規定する認証の資格がある。
3. バ・リン、オ・リン及びモーゼルの各県においては、承認の手続は、登記後少なくとも3年以

上経過した団体に適用される。

4. これらの団体を、「認証環境保全団体」という。
5. これらの承認は、コンセイユデタ（調査者注一行政裁判所の最高法院）の命令によって規定される条件に帰属する。この承認は、当該団体が承認の際の条件を満たさなくなった時は撤回され得る。
- 6.及び7. (略)

##### 法141-2条

141-1条の認証環境保全団体は、433-2条に規定する団体とともに、法律や政令の範囲内において環境関係の公的な機関の訴訟に参加する資格がある。

##### 法142-1条

1. 自然及び環境の保全を目的とするすべての団体は、行政裁判所に対して不服申立てをすることができる。
2. 141-1条に規定されるすべての認証環境保全団体は、当該団体の目的及び定款上の活動に直接的に関係する行政処分並びに認証を得た地域の全部又は一部の環境を破壊する結果となる行政処分について、訴えの利益が推定される。

##### 法142-2条

1. 認証環境保全団体は、①加害者の行為が当該団体が保護することを目的としている集団的利益を直接又は間接に侵害する行為であり、かつ②当該行為が、自然及び環境の保護に関する規定、生活環境の改善に関する規定、水、大気、土壤及び景観の保護に関する規定、都市計画に関する規定又は汚染及び公害の防止に関する規定に抵触する犯罪を構成する行為について、私

訴権を行使することができる。

2. 規定違反に対する私訴権の権利は、同一の条件の下に、(認証を得ていなくても) 加害行為から少なくとも5年以上前に法人格を取得しており、かつ、環境法典211-1条に規定された利益の全部又は一部を擁護することを定款上定めている団体又は環境法典第511-1条に規定された利益の全部又は一部を擁護することを定款上定めている団体に認められる。

#### 法142-3条

1. 特定できる自然人が、142-2条に規定する分野において同一人の行為によって引き起こされ、また共通の原因である個人的な損害を被った場合には、141-1条の認証環境保全団体は、二人以上からの委任を受けて、その自然人を代理して現状回復の訴訟を提起できる。
2. 委任は、口頭によることはできない。一人ずつ書面によるものでなければならない。
3. 刑事訴訟の遂行に合意した自然人は、刑事手続きの法規の適用においても、私訴権を行使しているものと看做される。
4. 前項までの規定を適用して訴訟を行う環境団体は、予審判事又は原因企業の本社（本社が無い場合には最初の違反行為の場所）の管轄裁判所に私訴権を提起できる。

#### (参考資料2)

##### 参考文献一覧

※ 文献に係る記載事項は、原則として、①文献番号、②文献の名称、③発行又は作成年、④著者、⑤出典等の順としている。

- 文献1：環境団体訴訟の新動向 2005年 大久保規子 環境と公害34巻4号
- 文献2：フランスの環境団体訴権 2005年 伊藤浩 愛媛法学会雑誌32巻3・4合併号
- 文献3：フランス共和国における民事訴訟の実情について 1998年 野山宏 ヨーロッパにおける民事訴訟の実情（下）
- 文献4：犯罪被害者と刑事手続—フランスの附帯私訴—1991年 小木曾綾 中央大学法学会 法学新報98巻3・4
- 文献5：フランスにおける私訴権（附帯私訴） 2008年 エマニュエル・ジュラン 慶應法学第10号
- 文献6：『附帯私訴』について 2003年 横見由美子 金沢法学45巻2号
- 文献7：フランス刑事訴訟法における公訴権と私訴権の史的展開（一） 1987年 水谷規男 一橋研究12巻1号
- 文献8：フランス刑事訴訟法における公訴権と私訴権の史的展開（二・完） 1987年 水谷規男 一橋研究12巻3号
- 文献9：検察官の不起訴裁量と集団的利害：フランスの団体私訴の発達を素材として 1989年 水谷規男 一橋論叢101巻1号
- 文献10：フランスにおける団体訴訟について 2001年 萩村慎一郎 東京大学 本郷法政紀要 NO.10
- 文献11：フランスにおける団体訴訟と訴訟要件 2004年 萩村慎一郎 法学協会雑誌121巻6号
- 文献12：ドイツ、フランス、アメリカ、オーストラリアにおける金銭的救済手法の動向調査（フランス） 2007年 内閣府国民生活局